

令和3年度 事業計画書

社会福祉法人
新居浜市社会福祉協議会

新居浜市地域福祉活動計画

基本理念、実施目標、実践に向けた取組

基本理念

ともに生きる
豊かな地域社会

実施目標

社協支部地域福祉活動計画 5カ年目標
市社協発展・強化計画 事業実施目標

実践に向けた取組

- ①重層的に連携・協働を深める
- ②多様な実践を増進する
- ③福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成
- ④福祉サービスの質と効率性の向上を図る
- ⑤福祉組織の基盤を強化する
- ⑥相談機能・相談窓口体制を強化する
- ⑦自治体とのパートナーシップを強める
- ⑧地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
- ⑨災害に備える

令和3年度 新居浜市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

少子高齢化の進展や相次ぐ大きな自然災害の発生、また新型コロナウイルスの感染拡大により多くの制約がもたらされ、私たちはこれらの影響を受けながら、日々の生活を営んでいます。地域では孤独死やゴミ屋敷等の増加、社会的孤立、ひきこもり、8050問題、貧困や格差等、さまざまな地域生活課題が顕在化しています。児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）の増加、高齢者や障がい者への虐待等は増加し、重篤な課題になっています。こうした課題の背景には、地域社会の関係性の希薄化、家族形態の変容等があると指摘されています。また、地域住民による生活課題の解決能力、いわゆる地域力の低下が大きな問題となっています。さらに、人口減少が進む中で、多様で複雑な福祉ニーズに対応するためには、効果・効率的なサービス提供が求められています。

このような中、国においては、地域においてコミュニティを育成することで、地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域生活課題の解決のための活動を展開していくことが求められています。

地域福祉の推進主体である新居浜市社会福祉協議会は、社会福祉に関する協議体としての機能を十分に発揮するために、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「第四次新居浜市地域福祉活動計画」を住民とともに策定しました。この計画は、社協支部を中心にし、社協支部からの課題を市社協の発展・強化計画の項目に関連させており、各事業に連動するように年度計画に反映しながら進捗管理を行い、感染回避行動を意識し、市社協全体で地域福祉の推進に向けて取り組んでまいります。

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。また、小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めてまいります。これらの実現のために、アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤整備を行います。

社会福祉協議会は、「協議会（連絡調整）」であり、幅広く多様なネットワークをつくるのが本来の役割であることを、あらためて認識し、取り組んでいくことが必要であり、地域の福祉関係者とともに、多様な組織・関係者につなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」になることを目指します。

重点目標

1 地域福祉の推進

小地域の福祉活動計画に基づき、課題解決に向けて情報を収集、共有します。地域活動を取り巻く動きに応じて、柔軟に支援体制の構築を進めます。

2 児童福祉の推進

児童館の特性である「拠点性・多機能性・地域性」を十分に発揮し社協が持っている社会資源である社協支部、自治会、公民館、民生児童委員等との関係を十分に生かし地域社会との連携を深め、「全ての子どもの幸せのために」をテーマに、地域に根ざした住民の集える魅力ある児童館づくりを目指します。

3 障がい者福祉の推進

障がい者福祉センターでは、関係機関や地域との協働により障がい者福祉の拠点として、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」に向け、住み慣れた地域で自立した、安心して安全な生活を確保するための事業を実施します。特に災害対策については、本会作成の『事業継続計画』に基づき対応の徹底を図るとともに、福祉避難所開設訓練を市と連携のもと実施し、コロナ禍に向けた体制を強化します。

障がい児に対し、早期から障がい特性に合わせた専門療育を実施し、子どもの豊かな発達を保障する福祉サービスの質の向上を図ります。また、関係機関と連携し障がい児とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりの基盤を強化します。

介護事業所では、介護職員の確保により経営の安定化を図り、障がいに応じた総合的かつ適切な支援に取り組むとともに、災害時に必要となる情報の台帳整備を進めます。また、利用者の希望に寄り添い、関係機関との連携を図ります。

4 高齢者福祉の推進

高齢者福祉センターでは、施設の適正な運営管理に加え、利用者への生きがい創出、健康づくり、生活支援事業を地域福祉の拠点として、サービス提供するとともに社協ネットワークを活用した連携に取り組みます。

介護事業所では、介護職員の確保により経営の安定化を図り、利用者のニーズに沿った計画を作成し適切な支援を行うとともに、災害時に必要となる情報の台帳整備を進めます。また、利用者の希望に寄り添い、関係機関との連携を図ります。

5 権利擁護の推進

断らない相談支援をモットーに、あらゆる生活上の困りごとに対応できるよう、相談支援員が業務や研修を通じてスキルを高め、社協内部と関係機関との連携・協働により、相談者の尊厳を確保するとともに自立を支援します。

6 ボランティア活動の推進

団体やボランティア活動に関する情報を集約整理しながら、新たな繋がりを作れるような発信や支援を行います。また福祉ガイドブックを活用した福祉教育を進めます。

7 社会福祉協議会の運営の強化

地域福祉のプラットフォームとして、社協支部、行政、地域、各種団体と連携強化できるよう、組織基盤を強化します。第四次地域福祉活動計画の初年度として、各課事業運営管理、財務管理、人事労務管理等を、各課と連携しながら遂行していきます。

実施項目

1 地域福祉の推進

(1) 小地域福祉活動事業

①社協支部活動推進事業

地域福祉推進の中核となる社協支部の活動拠点整備、財源確保、組織強化、その他活動支援を行います。

支部の主体的な運営を支援できるよう、各種活動や会議に参加し情報共有していきます。地域課題の改善や関係機関及び課所との連携に向けた取組みを検討するため、研修等の内容を見直します。また、継続的な地域福祉活動計画策定を支援します。

②大島校区・別子校区地域福祉活動支援事業

高齢化率の高い、島しょ部・中山間地域に対する地域福祉活動への支援を行います。

【大島校区】移動支援に関する地域課題に対し、関係機関とともに検討します。
【別子校区】別子山地域の関係人口創出を目的とした事業を支援します。また新規事業について検討します。

③サロン支援事業

地域の高齢者・子育てサロンの内容の充実と普及を行います。

サロンの実施状況を把握し、各課で連携して支援できる体制について検討します。

(2) 企画・広報事業

愛媛県社会福祉大会参加、社会福祉大会・生き生き幸せフェスティバルを企画、実施することにより、広く地域に福祉の啓発を行います。

【福祉大会】関係機関・団体と連携し、表彰者の取りこぼしがないようにします。表彰対象者を増やし、参加者の増加を目指します。
【生きフェス】一般の人に広く地域福祉活動の内容を知ってもらうため、支部ごとの活動の様子がわかるパネルを展示します。

(3) 共同募金運営事業

赤い羽根共同募金に関する募金活動、啓発活動、配分事業を行います。

中小企業における職域募金の拡充を目指し、商工会議所と連携を図り、また県共募からの協力も得ながら、募金増額を目指します。また、令和2年度に引き続き、横断幕やメディアコマーシャル等を活用し、広く一般市民に広報を行います。

(4) 民生児童委員協議会連携推進事業

会議への参加・協力により連携を行うとともに、見守り推進員との連携を促進し、連絡調整を行います。

社協活動をより理解してもらい連携強化が進むよう、会議へ参加し情報共有を図ります。地域課題解決に向け、協働の体制づくりを進めます。

(5) 福祉施設協議会運営事業

市内福祉施設の情報交換や相互連携の支援を行います。

施設相互の連携強化を目指します。施設からの要望を聞き、社会状況に合わせた内容の研修会を企画・実施します。ウェルフェアバザールでは、施設の PR と販売促進のために広報を行います。また、施設と協議し販路拡大を検討します。

(6) 地域福祉バス運行事業

高齢者福祉センター利用者の送迎を行うとともに、福祉団体の研修等で有効利用します。

感染症対策を含め安心・安全な運行管理を徹底し、事業を継続します。
高齢者福祉センターの利用率増加に向けた対応を検討します。

(7) 地域福祉バス運行事業（別子校区）

生き生きデイサービス及び分館の利活用日に送迎します。また、地域住民の社会参加を促進する活動に利用します。

運転業務の委託の在り方について検討します。

(8) 福祉用具貸与事業

施設入所者の一時帰宅や介護認定申請中の利用等に対する車椅子等の貸与を行います。

貸与する用具の正しい使用方法や期間の周知を行います。貸与では難しい案件の解決方法について検討します。

(9) 日本赤十字社愛媛県支部新居浜市地区運営事業

赤十字活動の周知を行い、日本赤十字会員加入の促進と講習会を開催します。

企業の登録データを追加・更新します。市地域コミュニティ課と連携し、地域福祉活動費の交付事務を効率化します。

(10) 会員制度啓発推進事業

社協会員の適正な管理運営と会員制度の啓発を行います。

継続加入者の維持、新規加入者増加のため、支部活動を広く周知できよう工夫します。会費の使途を明確化し、協力者の理解を促します。また、集金時の事務処理方法を支部の実情にあわせて検討します。

(11) まごころ銀行の運営

寄付を預託し、福祉サービス等の各種事業へ活用します。

ホームページに寄付者を定期的に掲載します。

(12) 総合福祉センター（本館）管理運営事業

安心安全な施設運営を行い、地域福祉の拠点施設として情報提供を総合的に実施します。

広く市民に知ってもらうために、地域福祉課と連携して、地域情報の提供を検討します。利用者とのコミュニケーションにより、ニーズ把握して運営を円滑に行います。設備機器の整備計画を作成します。

(13) 総合福祉センター（別子山分館）管理運営事業

適切な管理運営を行い、住民主体の福祉活動拠点として、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ります。

別子山地域の関係人口創出を目的とした事業を行います。コロナ禍から回復後の、施設利用者数の回復および増加を目指して、関係機関や団体への営業活動を行います。

(14) 地域包括支援センター協力機関業務（別子校区）

別子校区の高齢者の相談支援を実施します。地域ケアネットワーク推進協議会（月1回）を開催します。

地域包括支援センターとの連携による支援体制の具体的なあり方について検討します。ICT（情報通信技術）を活用した多職種連携のあり方について検討します。

(15) 生き生きデイサービス事業（別子校区）

別子校区の高齢者の自立生活の助長、社会的孤独の解消、心身機能の維持向上等を目的とした内容を実施（月2回）します。

校区内外の様々な関係機関、団体との交流を行います。

2 児童福祉の推進

(1) 児童館運営事業

①一般来館児童対象事業

一般来館児童の遊びの指導や援助をします。季節行事、あそびの広場を開催します。

利用者に喜ばれる健全な遊びを探求し、即時に提供します。
行事においては地域の協力者を探します。

②クラブ活動

発達段階に応じた年齢別クラブを実施します。

広報活動に力を入れ、多くの参加者を募ります。
各種年齢に合った内容を考えます。

③サークル活動他

概ね2歳までの親子を対象に、遊びを通して親子の絆を深めるとともに母親同士の仲間づくり、情報提供等、子育ての支援を行います。

来館しやすい雰囲気を作るとともに、情報提供できるように情報収集に努めます。

(2) 児童健全育成事業

①いはまやんちゃKIDS

地域ぐるみの健全育成を図るため、関係機関や団体の協力で4館合同で実施します。

内容、会場、予算等の検討をするとともに、協力団体との関係を強化します。

②出前児童館

団体の依頼により地域で遊びの提供や指導を行い、活動を支援します。

各種団体へのアピールと、提供内容を向上します。

③子育てサロンへの協力

地域の子育てサロンに協力して、情報を共有し、子育て家庭を支援します。

支部主催の子育てサロンに出向き情報交換に努めます。

④配慮が必要な児童への支援

発達や家庭環境に配慮が必要な児童に、関係機関と協力して継続的に支援します。

いじめ等への配慮と早期発見、対応と関係機関とのつながりを強めます。

⑤「いのちの授業」

地域関係者の協力により、中学3年生が赤ちゃん親子とふれあう体験を提供します。

細かな打合せと、地域協力者との関係を強めます。

(3) エンゼルヘルパー派遣事業

養育者の産前産後、病氣療養が必要な家庭にヘルパーを派遣し、生活の安定と子育て負担の軽減を図ります。

利用者の希望に寄り添い、可能な範囲で社協支部等に必要な情報・支援等を伝えます。

3 障がい者福祉の推進

(1) 障がい者福祉センター運営事業

障がい者に日常の場を提供し、教養の向上、社会参加、レクリエーションを供与し、福祉の増進を図ります。

新パンフレットの配布、ホームページの更新、センターだよりを毎月配布します。心身障害者(児)団体連合会の定例会に毎月参加し、各種行事などの支援をします。

(2) 障がい者サロン等事業

仲間作りや情報共有などのコミュニケーションの場を提供します。(毎週水曜)

参加者が楽しむことができる内容を考えます。マンネリ化にならないように新しい内容を2つ以上取り入れます。

(3) 障がい者在宅福祉対策事業

意思疎通支援事業、生活訓練事業、身体障がい者スポーツ教室等開催事業・大会開催事業、リフト付き福祉バス運行事業を実施します。

パンフレットを作成して周知し、意思疎通支援事業の利用増加を図ります。

(4) 地域活動支援センターⅢ型事業「いぶき」

通所により自立更生に必要な訓練及び、職業的な作業等による自主製品作り、企業の受託や行事を通して、社会参加を促進します。

支援学校等関係機関団体に働きかけ、利用者増を図るとともに年2回以上地域交流会を実施します。また、地域のバザー等に積極的に参加し社会参加の促進を図ります。

(5) 生活介護事業

障がい者の身体状況や環境に応じて、自立促進、生活の質の向上を図るため、日常生活上の介護や訓練及び創作活動を実施します。

愛媛県社会福祉協議会・愛媛県在宅介護研修センターなどの研修に3カ所以上参加します。研修内容について、事業所内で伝達研修を実施し、内容の共有を職員間で行います。

(6) 児童発達支援事業所はげみ園

未就学の障がい児に対し、早期から特性に合わせた専門療育を実施します。

利用者ニーズの変更、職員体制の変更、コロナ禍によるライフスタイルの変化などに柔軟に対応し、安心安全な環境下で1ヵ月の利用者数平均10名の運営を行います。また、関係機関と連携して新規の利用希望者がスムーズに利用につながるよう対応します。

(7) 障がい者居宅介護等事業

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護を実施します。

サービスの提供に当たって、より適切な支援に取り組むとともに、利用者の希望に寄り添い、可能な範囲で社協支部等に必要な情報・支援等を伝えます。また、災害避難の際に必要な情報の台帳整備を進めます。

(8) 障がい者等移動支援事業

屋外の移動困難な障がい者に外出援助し、地域生活と社会参加を支援します。

利用者の希望に寄り添い、可能な範囲で社協支部等に必要な情報・支援等を伝えるとともに、災害時に必要な情報の台帳整備を進めます。

(9) 相談支援事業

障がい者の自立に向けて課題の解決や適切なサービス利用に向けて相談支援を実施します。

各種関係機関への広報周知、連携強化を図り、早期のニーズ把握とコーディネートに努めます。また、各種専門研修を受講し、職員の支援技術向上を図ります。

4 高齢者福祉の推進

(1) 独居高齢者見守り推進事業

在宅独居高齢者が安心して生活ができるよう、地域関係者の参加・協力で、見守り推進員による安否確認を実施します。

システムの導入により、より円滑な事業運営と連絡体制の構築を進めます。事業内容の見直しや、関係機関・団体との連携を強化できるよう検討します。

(2) 高齢者福祉センター運営事業

① 高齢者福祉センターの管理運営（上部・川東・川西）

健康（健康）長寿のまちづくりを実現するため、生きがい創出、健康づくり、生活支援を行う拠点として、幸齢者（高齢者）福祉の増進を図ります。

ホームページとセンターだよりに毎月の3センターの活動予定や報告を掲載(更新)することで、地域住民に周知を図ります。学校（看護専門学校等）や地域の見守り活動推進団体と交流活動を行うことで、高齢者と暮らす家族（次世代利用者を含む幅広い年齢層）にも広報していきます。

② 生きがい創出事業

サークル支援、講座により、仲間づくり・趣味づくり・社会参加をとおして、豊かな生活を送れるよう活力を創出します。

新たに『終活講座』を開催するとともに、成年後見制度などのサービス情報の提供を行います。社協支部などからのサロンの依頼に、関係課所と協力しながら、3センターの職員が地域に出向いて、少人数での仲間づくりをお手伝いします。

③ 健康づくり事業

体操や健康教室の知識供与、相談・保健指導等で、健康維持・体力増進を図り、日常生活を送れるよう安全・安心を創出します。

心と身体の健康づくりに向けて、専門職（理学療法士等）とともに「家でもできる体操」の実技講習会を開催します。ウォーキングなど「適度な運動」を推奨し、寝たきりや認知症予防に向けた取り組みを実施します。

④生活支援事業

生活相談・指導、入浴事業で生活課題の早期発見と予防で、生活の安定を図り、関係機関と連携して生きる力を創出します。

災害時にも対応できるように関係課所との情報共有に取り組みます。「緊急連絡カード」を整備、更新することで、利用者（独居高齢者等）の「くらしの課題」発見・解決に繋がります。

(3) 居宅介護支援事業

アセスメントを行い、利用者本位の計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。

利用者の希望に寄り添い、可能な範囲で社協支部等に必要な情報・支援等を伝えるとともに、災害時に必要な情報の台帳整備を進めます。

(4) 訪問介護事業

利用者のニーズに沿った訪問介護計画を作成し、居宅においてサービスを提供します。

利用者の希望に寄り添い、可能な範囲で地域福祉活動の案内や社協支部等に必要な情報・支援等を伝えるとともに、災害時に必要な情報の台帳整備を進めます。

(5) 認知症対応型通所介護事業

認知症の方が可能な限り居宅での日常生活が送れるよう、入浴、食事介護や機能訓練を実施し、家族の身体的負担を軽減します。

利用者の希望に寄り添い、可能な範囲で地域福祉活動の案内や社協支部等に必要な情報・支援等を伝えるとともに、災害時に必要な情報の台帳整備を進めます。

(6) 訪問介護事業所職員連絡会運営事業

市内事業所相互連携と介護職員の資質向上を図るため、研修、会員交流を促進し、在宅福祉を向上します。

社会資源の活用や社協支部等との連携を検討します。

5 権利擁護の推進

(1) 暮らしの総合相談・支援事業

専門機関や相談支援員が中心となり、日常のあらゆる相談を受付します。

関係機関との連携を強化し、ワンストップで相談に対応できるよう支援します。

(2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支え、在宅福祉及び社会参加促進を図り、生活改善を支援します。

生活困窮者自立支援事業等の関係機関との連携を強化し、貸付後も安定した生活が送れるよう支援します。

(3) 福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な方が在宅で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を実施します。

緊急度に応じた利用契約を交わすとともに、待機中の利用者に対しても関係機関と連携し自立した生活が送れるよう支援します。

(4) 法人後見事業

被後見人等身上監護、財産管理を適正に行い、相続関係、施設入所、福祉サービス利用契約の手続きを実施します。

行政の地域連携ネットワークづくりに積極的に参画し、成年後見制度の利用促進を図ります。

(5) 生活困窮者自立支援事業

経済的困窮や社会的孤立など複合的な生活困難を抱える人々に、寄り添い型支援を実施します。

複合的な生活課題を抱えた生活困窮者に寄り添いながら継続的な支援を行います。相談支援機関の中核として、多機関の協働をコーディネートする役割を果たします。

(6) 緊急食料支援事業

緊急的かつ一時的に生活に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる世帯に相談支援、食料や日用品等を支給します。

柔軟かつ迅速な対応を行うため、緊急食料等の提供事業者とのネットワーク拡充を目指します。

(7) 新居浜を明るくする運動推進事業

犯罪や非行のない安全・安心な地域社会づくりを目的として、保護司会、更生保護女性会等関係機関と連携します。

関係機関との連携により大会の内容を充実させ、効果的な広報活動を行うことで幅広い年齢層の参加を促進します。

6 ボランティア活動の推進

(1) 福祉ボランティア推進事業

① ボランティア・市民活動センター運営事業

団体及び個人登録し、市民を様々な活動へと繋げ、総合的なボランティア・市民活動推進の場としての役割を担います。

団体の登録更新に合わせてボランティア情報を整理・集約し、スムーズなコーディネートにつなげます。また、ボランティアポイント制度に対応した事務を進めます。

② ボランティア・市民活動に関する相談、援助、指導

ボランティア・市民活動に関する相談に対応し、中間支援を実施します。

団体や個人の登録情報確認に併せて地域での活動状況を調査し、必要なニーズに対し、関係機関と連携して活動支援を行います。

③ ボランティア・市民活動に関する情報提供

市民の自発的な社会参加を促し、個人団体の活動が活発になるように必要な情報を収集、提供します。

SNS や広報誌などを活用し、積極的に情報提供を行います。団体向けの講座を実施し、ICT の広がりをつまえた新たな繋がりを深めます。

④ ボランティア・市民活動に関する研修

技術ボランティア養成講座、各種講座を実施します。

講座の内容や、様子が分かりやすいよう動画や SNS を利用し、色々な世代の方に広報することで、受講者の増加を図ります。

⑤ その他

ボランティア・市民活動に関する福祉活動資材の整備、貸与、連絡調整を行います。

ボランティア団体・個人に対してニーズ調査を実施し、必要な資材等の整備計画を立てます。

(2) 福祉教育、生涯福祉学習

福祉学習の推進及び生涯福祉学習を支援します。

改訂した福祉教育ガイドブックを周知し、支援できる学校を増やしていきます。ガイドブックを活用して福祉学習を実施し、改善点はプログラムに反映させます。

(3) 災害ボランティアセンター設置運営事業

資材管理や災害ボランティアの受付相談、登録、管理。講座を開催。ネットワークを構築し、訓練を実施します。

災害ボランティアセンター設置対応訓練の実施について、関係機関との協議を行います。

7 社会福祉協議会の運営の強化

(1) 理事会・評議員会の運営

地域福祉を推進する団体としての経営責任を担う理事会、議決機関としての評議員会を開催します。

事業計画、事業報告の様式を分かりやすくして、関係団体の社協への理解を深めます。また、意見が活発になるような会議運営を検討します。

(2) 財務運営、管理

財源（民間財源、公費財源、事業収入財源）を確保し、継続・安定的な経営、会計法令に基づく経理事務を実施します。

各事業を適正に運営するために、財務状況を検証します。支部への助成時期についても検討します。

(3) 人事管理・人財育成

採用・配置、評価、処遇、育成からなる人事管理制度の一体的運営を行います。

IRC（いよぎん地域経済研究センター）の支援を得て、5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）を導入してマネジメントを行い、事業運営を向上させます。（5年間）

(4) 労務管理

働きやすい環境の整備と労働法制の順守し、衛生委員会、健康診断を実施します。

各職員が健康について留意し、組織全体で健康志向が向上する仕組みを考察します。

(5) 社協発展・強化、その他計画の策定と進行管理

制度、地域生活課題などの外部環境、組織体制、事業推進体制、財務状況などの内部環境をもとに策定し、進行管理を行います。

事務局会で課題を協議する場を設定するとともに、地域福祉活動計画に基づいて、各事業のPDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクルの進行管理を行います。

(6) 広報活動・広報戦略

社協だより・ホームページにより地域福祉活動を広報します。

スマートフォン対応ホームページや支部を含めた地域情報の掲載を検討します。